○農林水産省告示第六百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草三四三六の一・三四三六の二・三四四七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三四〇〇、三四三一、三四三五の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町小砂字東立野四〇九、三八三四の一、三八三四の二、三八三五、三八三八の一、三八三八の三、三八三九の一、三八三九の二、三八四〇、三八四三、三八四四の一から三八四四の三まで、三八四五の一、三八四五の二、三八四五の三、三八四五の四、三八五五の一、三八五五の二、三八五五の三、三八五六の一、三八五七の一、三八五七の四、三八六二の一、三八六二の二、三八六三の一、三八六三の二、三八六四の一、三八六四の二、三八六四の三、三八六四の四、三八六六、三八六七の一、三八六七の二、三八七二の一、三八七二の二、三八七三、三八七九の一、三八七九の二、三八七九の三、三八七九の四、三八七九の五から三八七九の八まで、三八七九の一五、三八七九の一六、三八七九の二五、三八七九の二七、三八七九の二九、三八七九の三一、三八八〇の一、三八八〇の二、三八八〇の三、三八八〇の七、三八八〇の九、字南立野三八八二の一から三八八二の三まで、三八八三の一、三八八三の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県大分市大字上戸次字王惣三九五七の二（国有林）

二　保安林として指定された目的　水害の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○農林水産省告示第六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年四月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡只見町大字塩ノ岐字東山一七〇五の一から一七〇五の一一まで、一九四五の三、一九四五の四、一九七二の二、二四二三、字間丸貝一七〇四、一七〇六から一七一一まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年四月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町塩江字下井戸沢乙一七九、乙一八〇の一から乙一八〇の三まで、乙一八一、乙一八二の一、乙一八三から乙一八八まで、乙一八九の一、乙一九〇から乙二〇七まで、乙二〇九、乙二一〇、乙二一二、乙二一五の一、乙二一六の一、乙二一七、乙二二八の二、乙二二九から乙二三一まで、乙二三二八の一、乙二三二八の二、乙二二九から乙二三七まで、乙二四〇、乙二四二の一、乙二四二の二、乙二四三、乙二四四、乙二九六の二、字上ノ台乙二四五、乙二四六、字入井戸沢乙二四八から乙二五二まで、乙二五四、乙二五六から乙二六三まで、乙二六五から乙二六八まで、乙二六九の一、乙二六九の二、乙二七〇から乙二八〇まで、乙二七〇の乙、乙二八二、乙二八三、乙二八五、字立ケ平乙二八六、字空窪乙二九四、字戸野林乙二九五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年四月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町高野字株ノ沢山二六九五の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年四月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）